

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 25 日

富山県
福井県
石川県
新潟県
介護保険主管部（局）

} 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課

「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの
利用料の取扱いに関する Q & A」の一部更新について（その 3）

令和 6 年能登半島地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて、
「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関する Q & A」（令和 6 年 1 月 23 日付け事務連絡）の別添「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関する Q & A」を、別添のとおり一部更新しましたので、貴管内市町村への周知等よろしくお願いします。

（令和 6 年 3 月 1 日付け事務連絡の別添から、下線部を更新）

＜照会先＞

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係 新井・武村・久家
電話：03-5253-1111（内線：2164、2260）

（問 14）高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係 小河・野村
電話：03-5253-1111（内線：3985）

(別添)

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの 利用料の取扱いに関するQ&A

令和6年1月23日

(令和6年2月21日更新)

(令和6年3月1日更新)

(令和6年3月25日更新)

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課

【利用料の還付について】

問1 住家の全半壊等により、利用料の免除に該当する被災者が、介護サービス事業所において利用料免除の申立てをせず利用料を支払った場合、利用料は返還されるのか。

(答)

猶予・免除の要件に該当している者が利用料の支払いを行った場合、被保険者が市町村に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができる。

問2 利用料の還付手続きにはどのような書類が必要になるか。

(答)

利用料の免除の要件に該当する者がすでに介護サービス事業所に支払ってしまった利用料の還付手続きに当たっては、被保険者がお住まいの市町村に還付申請書(様式1を参考)を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、以下の書類を併せて提出する必要がある。

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書(長期避難世帯については必要としない)
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

※ 上記取扱いについては、利用料免除証明書の交付が完了していない期間(利用料免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む。)における取扱いとする。免除

証明書の交付が行われた場合には、上記の書類に代えて、

- ① 利用料免除証明書（市町村からの免除証明書の交付を申請していないときには、免除申請書とその添付書類）
- ② 介護サービス事業所等が発行した領収証等、支払った利用料の額が確認できる書類の両方を提出する必要がある。

問 3 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

（答）

領収証により利用料の金額を確認して還付していただくことになる。

問 4 領収証の紛失、または介護サービス事業所が被災した場合等により、対象の被保険者が負担した利用料の金額の確認が取れない場合はどうなるのか。

（答）

領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等により支払った利用料の金額が確認できる書類を求める必要があるが、介護サービス事業所が廃業している等の理由により、支払った利用料の金額の確認が困難である場合は、介護サービス事業所等に電話することやレセプト情報等により市町村において利用料の金額を確認して還付していただくことになる。

問 5 免除の対象となる利用料はいつ時点からか。

（答）

令和 6 年能登半島地震による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された日以降の利用料が対象となる。

また、特別調整交付金の財政支援についても、災害救助法の適用された以降の利用料について実施することとしている。

問 6 高額介護サービス費の自己負担限度額以上の負担をした者から還付申請が行われた場合、利用料の免除と高額介護サービス費の支給のどちらが優先されるのか。また、審査支払機関から請求され既に高額介護サービス費として支出している場合は振替が必要なのか。

（答）

利用料の免除が優先される。また、既に高額介護サービス費が支給されている場合は、利用料の免除として振り替えれば、財政支援の対象とする。

【利用料免除に係る免除基準について】

問 7 住家の全半壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除してよいか。

(答)

災害救助法が適用された市町村の被保険者であって、「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨」の申し立てをした者については、免除・猶予の対象とすることとしており、「これに準ずる場合」については、対象となる住家の被災状況に鑑み、市町村において、個別に判断いただくことになる。

問 8 長期避難世帯は利用料免除の対象となるのか

(答)

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、利用料免除の対象として差し支えない。

また、長期避難世帯と認定されていない場合においても、長期にわたり自らの住居に居住できない事実その他の事情を勘案したうえで、保険者において免除が必要と判断する場合は、利用料免除の対象として差し支えない。

問 9 要件の①で、「住家」となっているが、特養の施設入所者の住家は対象になるか。

(答)

免除の対象とするか否かは、生活の本拠としていた住宅について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、各市町村において判断されたい。

問 10 災害救助法適用地域の施設入所者が、入所する施設が被災したことにより、別の施設に入所することになった場合にも対象となるか。

(答)

免除の対象とするか否かは、生活の本拠としていた住宅について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、最終的には各保険者において判断いただくこととなるが、被災した介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設等に避難している場合についても、対象となり得る。

問 11 「主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨」の申し立てをした者については、猶予・免除の対象とすることとしているが、「収入」には何が含まれるのか。失業給付は含まれるのか。

(答)

「現在収入がないもの」とは、失職前の給与収入が失われ、従前所得を保障するための

失業給付や傷病手当金等も受給していないことを意味する。したがって、義援金や、子ども手当、児童扶養手当、家賃収入、年金収入等は「収入」には含まれないが、失業給付は含まれる。

なお、収入金額や扶養家族の人数等を勘案し、十分な収入がないと保険者が判断する場合は、当該基準に準ずるものとして柔軟に対応しても差し支えない。

また、失業給付の受給期間が終了した場合は、収入がなくなったと認められるので、免除の対象となる。

問 12 被災による直接の被害はないが、被災した取引先が倒産したことにより、結果的に業務を廃止せざるを得なくなった被保険者は、免除の対象となるか。

(答)

今回の被災と廃業等との間に個別具体的な因果関係があると判断できる場合は、免除として差し支えない。

問 13 主たる生計維持者が兼業農家であり、被災によって農業収入は無くなったが、雇用は継続しているため給与収入がある場合は免除の対象となるのか。また、失職して給与収入は無くなったが、事業は継続しており事業収入がある場合も同様か。

(答)

いずれの場合も免除の対象となる。

問 14 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費についても、猶予・免除の対象となるか。

(答)

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費についても、保険者の判断により、利用者における自己負担額を猶予・免除することが可能である。免除を行う場合、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に当たっては、利用者の自己負担額を含めた全額を審査支払機関等が施工業者に直接支給することが考えられる。また、市町村は、事前申請を受け付ける際、当該利用者が猶予・免除の対象に当たるかについて確認を行うこと。なお、利用者による住宅改修費の支給申請においては、領収書の添付を不要として差し支えないこととし、住宅改修に要した費用の確認等に当たっては、その他の書類を用いるなど、柔軟に対応されたい。

問 15 「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 5）」（令和 6 年 3 月 1 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）において列挙されていない介護サービスに係る利用料についても、猶予・免除の対象となるか。

（答）

当該事務連絡ではサービスの利用料に係る規定を列挙しているが、これを準用する規定に係るサービスやいわゆる基準該当サービス等を、猶予・免除の対象から除く趣旨のものではない。そのため、例えば、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護等についても、利用料を猶予・免除の対象となる。

問 16 令和 6 年能登半島地震により「主たる生計維持者が重篤な傷病を負った旨」を判断するにあたり、震災と重篤な傷病との関連性についてはどのように判断すればよいか。

（答）

医師の診断書から能登半島地震と傷病の関連性があることが読み取れる場合であれば、関連性を認めて差し支えない。

また、医師の診断書から能登半島地震との関連性があることが読み取れなくても、震災後に新たに重篤な傷病を発症したり、震災前後で症状が悪化し重篤な傷病を負ったと認められる場合には、明らかに震災との関連性が認められない場合を除き、重篤な傷病を負ったとみなして差し支えない。判断にあたり、必要に応じて家族等による申出や説明を求めることとして差し支えない。

なお、重篤な傷病とは、問 2 でお示ししてるとおり、1 ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいうことに留意されたい。

問 17 医療機関等の窓口での支払いが猶予された者について、利用料免除の対象者の要件を満たしていることを保険者が確認できている場合において、事後的に被保険者に利用料免除申請書を提出させる必要があるか。

（答）

今般の免除等の対応は、令和 6 年能登半島地震の被害の大きさ等に鑑みた特例措置であり、被保険者や保険者の負担等の観点から、利用料免除申請書を事後的に被保険者から提出させる必要はない。